

## 短期入所生活介護 料金表

### 1. 短期入所生活介護サービス費

介護区分	1日当たりの負担額 (1割)	1日当たりの負担額 (2割)
要介護1	599円	1,198円
要介護2	666円	1,332円
要介護3	734円	1,468円
要介護4	801円	1,602円
要介護5	866円	1,732円

### 2. 居住費

多床室利用の1日当たりの負担額 840円
----------------------

### 3. 食費

朝食 350円
昼食 350円
夕食 680円

### 4. 所得収入額の段階（負担限度額）

利用者負担	短期入所生活介護サービス費	居住費	食費
<b>第1段階</b> ・本人及び世帯全体が住民税非課税であって、老齢年金の受給者 ・生活保護の受給者	高額介護サービス費の上限 15,000円	0円	日額 300円
<b>第2段階</b> ・本人及び世帯全体が住民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額 80万以下の方	高額介護サービス費の上限 (個人) 15,000円 (世帯) 24,600円	日額 370円	日額 390円

<b>第3段階</b> ・本人及び世帯全体が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円～266万円の方	高額介護サービス費の上限 (個人) 24,600円 (世帯) 37,200円	日額 370円	日額 650円
<b>第4段階</b> ・第1～3段階以外の方で所得金額＋年金収入額が合計266万円以上の方	高額介護サービス費の上限 37,200円	日額 840円	日額 1,380円

居住費・食費は、要介護度に関わらず一律となっております。

#### 5. 利用者負担限度額に減額制度

減額制度	対象者の用件及びに内容
高額介護サービス費	<p>月々の介護サービスの1割又は2割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定され、その設定を超えた額は介護保険から給付されます。</p> <p>その設定額は所得に応じ、第1段階は15,000円、第2段階は個人で15,000円・世帯で24,600円、第3段階は個人で24,600円・世帯で37,200円、第4段階は37,200円・同一世帯内に課税所得145万円以上の方がいる場合44,400円と段階があります。</p>
社会福祉法人による利用者負担軽減制度	<p>市町村民税非課税であって、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方に対して軽減をするものです。</p> <p>軽減率は、世帯単位の年間総収入額に応じ、12.5%～25%となります。</p>

#### 6. 加算料金

加算	加算の条件	金額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	介護職員で介護福祉士の有資格者が50%以上配置されている。	1日につき12円

夜間職員配置加算（Ⅰ）ロ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている。	1日につき13円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇を改善し、資質向上を図っている。	全単位数の8.3% (居住費、食費は含まず)
送迎加算	居宅と指定短期入所生活介護事業所(いちい荘) との間の送迎を行った場合。	片道184円

#### 7. 介護保険適用外分（全額自己負担）

サービスの種類	金額	内容
特別な食事	実費	契約者が希望する特別なメニューの食事提供
理容・美容	実費	施設内で行う
クリーニング代	実費	施設での洗濯が困難で外部へ依頼したもの
レクリエーション費用	実費	クラブ活動の材料費、有料施設の入場料、交通費・希望参加の費用
シャンプー・リンス・ボディーソープ・フェイスタオル・バスタオル	日額 40円	入浴等において施設の物を使用した場合
その他	実費	日常生活において通常必要となるサービス